令和８年９月１７日

岡山市児童養護施設等 省エネ機器更新緊急支援事業補助金　FAQ

【補助金概要】

	問	答
1	今回の岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金はどのようなものですか。	岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金は、省エネ設備・機器の更新を支援することにより、持続的にエネルギーコストの削減を図り、安定的なサービス提供につなげることを目的としています。 ※更新前と比較し、1台（LED照明設備の場合は一式）ごとに「5%以上」の省エネルギー効果が見込まれる設備・機器が対象 ※設備・機器１台ごとの本体価格（LED 照明設備の場合は一式）について、定員30人以上の施設の場合は税抜き22.5万円以上、30人未満の施設の場合は税抜き15万円以上であること ※補助金上限額は、１施設あたり 　児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設　200万円 　地域小規模児童養護施設、児童自立生活援助事業所Ⅰ型、ファミリーホーム100万円となります。
2	すでに支払ったものは対象外ですか。	対象となりません。 **補助金交付決定以降のものに限ります**
3	同じ商品を別の事業に申請できますか。	補助金、建設費の補助金、運営費・給付費等の対象となっているものは対象となりません。また決して二重に申請しないようにしてください。
4	岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金を利用しましたが、本補助金を申請することはできますか？	申請することはできません。
5	導入を予定している設備・機器について、他の補助金制度との併用は可能ですか？	補助対象設備・機器が国、県、市等の補助金と重複する場合、補助金の交付が受けられません、（交付決定後に重複が判明した場合、補助金が交付されない場合があります。）
6	施設整備の際「就学前教育・保育施設整備交付金」などの交付金を受けている場合も補助対象となりますか？	施設整備の際、就学前教育・保育施設整備交付金などの交付金を受けて取得した設備や財産がある場合、財産処分の期間制限が定められている場合もあることから、本補助金が交付されない場合があります。 　財産処分の期間制限等については、整備交付金の担当課にお問い合わせください。
7	設備・機器の本体価格が税抜きで22.5万円もしくは15 万円未満でも申請できますか？	申請出来ません。設備・機器１台（LED 照明設備の場合は一式）ごとの価格が定員30人以上の施設の場合は税抜22.5万円以上、30人未満の施設の場合は税抜15万円以上である必要があります。 また、実績報告（事業完了）後の書類審査時に補助対象外経費の存在が判明し、補助対象経費が上記金額を下回った場合、補助（支払）対象外となりますのでご注意ください。
8	複数の設備・機器を申請することは可能ですか？	設備・機器**１台（LED 照明設備の場合は一式）ごとの**価格**が税抜15 万円以上**であれば、１回の申請で複数台まとめて申請できます。
9	設備・機器１台当たりの単価について、「照明の場合は一式」とありますが、具体的には何を示していますか。	照明器具は、１台のみで機能を発揮するものもあれば、複数台をもって機能を発揮するものもあることから「１台」あたりでなく「１式」で定義しています。
10	市内に複数の施設を有していますが、補助上限額は総額で法人200万円、地域小規模100万円となりますか？それとも、１施設あたりとなりますか？	※補助金上限額は、１施設あたり 　児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設　200万円 　地域小規模児童養護施設、児童自立生活援助事業所Ⅰ型、ファミリーホーム100万円となります。

【補助金交付申請】

	問	答
11	交付申請時に見積書は必要ですか？	申請時には、見積書を必ず提出していただきます。
12	見積書を取得する際の注意点は	見積書を取得する場合は以下の条件を満たす必要があります。 ①設備・機器１台（LED 照明設備の場合は一式）ごとの価格が定員30人以上の施設の場合は税抜22.5万円以上、30人未満の施設の場合は税抜15万円以上であること。 ②宛名（申請者名）、見積業者名、見積業者の押印、導入する設備・機器の型番、以上４つの条件が全て揃っていること。 ③補助対象経費と補助対象外経費が明確に判断できること（複数経費一式などまとめて記載されたものでは補助対象経費を判断できません）。
13	見積書を作成する際に、値引き（下取りを含む）がある場合、どのように記載したら良いですか？	見積書に値引き（下取りを含む）の記載がある場合は、補助対象経費からその額を差し引いた金額に対し補助額を決定することになります。補助対象経費を含む経費全体から値引き（下取りを含む）がある場合は、金額の割合に応じて、その額を補助対象経費から控除してください。
14	交付申請時に必要な既存設備（更新前）の写真撮影に関して注意点は	型番、設置場所、使用状況の分かる設備全体の写真を撮ってください。 ※更新前後の設備・機器ともに、可能な限り同じ方向、角度で撮影してください。なお、実績報告時における更新後の設備の写真撮影に関しても、型番、設置場所、使用状況の分かる写真も同様に必要となります。 ※空調設備（エアコン）の更新の場合、更新前後とも室外機、室内機の写真を提出してください。 ※ＬＥＤ照明設備の場合、更新前後の台数が確認できるような写真を提出してください。
15	本補助金を申請するにあたり、必ず設備・機器比較証明書の提出が必要ですか？	省エネ効果が５％以上あることを数値により確認するため、**設備・機器比較証明書の提出は交付申請時に必要となります。**なお、提出できない場合は、本補助金を受けることができませんのでご注意ください。 また、省エネ効果が５％以上あることを証明する資料として、上記様式以外の使用は認められませんので、ご注意ください。
16	複数の設備・機器を申請したいのですが、設備・機器比較証明書は、それぞれの設備・機器ごとに作成し、提出する必要がありますか？	それぞれの設備・機器が、省エネ効果が５％以上見込めることを確認する必要があるため、申請する設備・機器（LED 照明設備の場合は一式）ごとに比較証明書を提出していただく必要があります。
17	インターネットで物品等を購入した場合も対象になりますか。	ネットで購入する場合であっても、メーカー又は納入業者から、「見積書」と、省エネ効果又は高効率効果が５％以上であることが確認できる「設備・機器比較証明書」を提出いただければ対象となります。

【対象経費等】

	問	答
18	送料や、店舗で物品等を購入した場合における配送料は対象経費に含まれますか。	備品等の購入に係る送料（配送料）は補助対象とします。ただし、代引き手数料、振込手数料など決済に係る手数料は補助対象外となります。
19	賃貸物件に設置する設備・機器は対象となりますか？	対象になりません。 賃貸物件の設備・機器は、同設備の所有権を持つとともに電気代等を負担している事業者が申請する場合、補助対象となります
20	LED 照明について、電球の交換だけでも対象となりますか？	対象となりません。照明機器本体の更新及び更新に伴う設置工事費等が対象となります。

【対象経費等】

	問	答
21	更新前後の設備・機器の能力増減は認められますか？ 台数の増減も認められますか	認められます。設備・機器の更新前後において能力を強化、又は低減、台数を増加、又は減少させた場合でも、更新前後のエネルギー使用量の合計で比較し、最終的に省エネ効果が５％以上見込め、メーカー又は納入業者による設備・機器比較証明書の提出が可能な場合は、補助対象となります。
22	リースや割賦販売の設備・機器を購入した場合、補助対象となりますか？	補助対象となりません。
23	リース契約により使用している設備の更新は対象となりますか？	補助対象となりません。本補助金は、申請者が所有していない設備・機器の更新は対象外としています。
24	撤去・処分費は1台ごとの価格に含めることができますか？	既存設備の撤去や廃棄に伴う経費は補助対象外となります。 （見積書によく記載されている費目のうち、撤去費、廃棄処分費、フロンガス回収破壊費、リサイクル料、雑費、諸経費等は対象外となります）
25	見積書に「設置・撤去費用」とまとめて記載されている場合はどのように対応すれば良いですか？	各々の金額を分けた見積書を作成するように販売業者又は納入業者へ依頼し、取得してください
26	エアコンの室外機のみの更新は対象となりますか？	対象となりません。本補助金は、単体または一体として機能を発揮する設備・機器の更新を対象としています。エアコンの場合、その機能を発揮するためには、室内機と室外機の両方が必要であり、室外機のみの部分的な更新は対象外としています。

【実績報告】

	問	答
27	既存設備・機器は必ず廃棄等をしなければならないですか？	事業者の省エネ化を支援することを目的としています。このため、既存設備・機器が、新たに設置する設備・機器と同時に稼働している場合は、エネルギーコストの削減が見込めないことから、更新にあたっては、必ず既存設備・機器の廃棄等を行っていただきます。 設備業者又は廃棄物処理業者等に「既存設備の廃棄等証明書」を作成していただき実績報告時に提出してください。 なお、提出が無い場合は本補助金の交付が受けられません。
28	交付決定後に更新する設備・機器を変更してもよいですか？	交付決定を受けた後の変更は原則認められません。事業実施期間中に納期が遅れることが判明し、補助対象設備・機器を変更する必要がある等、やむを得ない事情がある場合は事前にご相談ください。変更する場合は、再度見積書及び設備・機器比較証明書の提出が必要となります。 なお、交付決定後に、補助金額の増加に当たる変更や、用途が異なる設備・機器への変更、更新（入替）前の設備・機器自体の変更は認められません。
29	実績報告時に添付する「既存設備・機器の廃棄等証明書」は誰に証明してもらうのでしょうか？	廃棄等を行った廃棄物処理業者等や、設備・機器の引き渡し先の設備業者等に証明してもらってください。既存設備・機器の廃棄等証明書は、岡山市から送付した様式を使用し作成してください。
30	事業に遅れが生じた場合、どうすればよいですか？	本補助金は、納期が遅れる等事業者の責めに帰さない事由であっても事業実施期間内（交付決定後～令和9年2月15日（月））に納品、支払、実績報告まで完了できない場合は、補助対象となりませんので、十分ご注意ください。
31	添付する領収書等は原本を提出する必要がありますか。	原本は要綱及び法令等で定める期間、事業者・施設等で保管してください。市には、コピーを提出してください。

【実績報告】

	問	答
32	納品書をなくしてしまいましたが、補助対象になりませんか。	補助対象経費の納品状況が明らかになる書類（納品書）がない場合は対象となりません。
33	実績報告書類はいつ提出すればよいですか？	実績報告書類の提出はすべての補助事業が完了し、令和９年２月１５日（月）までにこども福祉課へ　ｅメールにより提出してください。
34	補助金はいつ頃支払われますか。	令和９年３月下旬予定です
35	消費税の仕入控除とは何ですか。	消費税の納入税額は、課税期間中の課税売上に係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）を控除して計算します。消費税の申告方法については、税理士や税務署にご相談ください。「消費税の申告義務がない」「簡易課税方式で報告している」「公益法人で特定収入割合が５%を超える」「個別対応方式で対象経費に係る消費税を非課税売り上げのみに要するものとして申告している」場合等で仕入控除税額が０円となる場合は、その理由を報告書に記載して速やかに提出してください。
36	非課税事業者ですが、仕入控除税額報告書の提出は必要ですか。	非課税事業者であっても、報告は必要となりますので、報告書等の必要書類を提出してください。